

大洲市都市計画マスタープラン



▲ 3月に開催した素案説明会(大洲市総合福祉センター)

大洲市都市計画マスタープラン(案)の パブリックコメント(意見公募)および 原案説明会開催のお知らせ

都市計画マスタープランとは、都市計画法に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことです。

大洲市では、平成17年の市町村合併を機に、都市計画マスタープランの策定に着手し、これまで「市民アンケート」の実施や「素案説明会」の開催などを行って、本年3月に市の案を策定しました。

本年度に入り、国・県の関係機関と調整を行いながら、策定を進めています。これまで策定してきた案について、市民の皆さまから最終的なご意見をいただくため、次のとおりパブリック

コメント(意見公募)と原案説明会を開催します。お知らせいたします。

1. パブリックコメント(意見公募)について

① 案件名
大洲市都市計画マスタープラン(案)

② 案の公表期間
9月10日(月)～10月10日(水)
(※閲覧は、午前8時30分から午後5時30分までです。ただし、土・日・祝日の閲覧はできません。)

③ 公表の方法
・市のホームページ
・市役所都市整備課および各支所建設農林課で閲覧

④ 意見の募集
・案にご意見がある場合は、案の公表期間中、意見書(閲覧場所に備え付けまたは市のホームページからダウンロード可)を、書面、郵便、電子メール、ファックスのいずれかで、市役所都市整備課へ提出してください。

2. 原案説明会について
① 開催日時 9月28日(金)午後7時～

② 開催場所 大洲市総合福祉センター4階多目的ホール

③ 説明内容 大洲市都市計画マスタープラン(案)について

◎ 問い合わせおよび意見書の提出先

〒795-8601

大洲市大洲690-1

大洲市役所建設農林部都市整備課

☎ 2111

(内線244・245)

FAX ④ 1736

電子メールアドレス

toshiseibika@city.ozu.

ehime.jp

貯水槽水道の 維持管理のお願い

ビルなどで、市の水道から供給される水を一度受水槽に受け入れ、受水槽から居住者に水を給水する設備を貯水槽水道といいます。貯水槽水道の設置者(受水槽が設置されているビルなどの持ち主)は、水道法および大洲市水道使用条例に基づいて、受水槽を適正に管理し利用者の安全に配慮する責任があります。

貯水槽水道は以下の内容の管理が必要です。

管理事項	内容	備考
水槽の掃除	1年以内ごとに1回、定期的に受水槽・高置水槽などを掃除する。	
水槽の点検	水槽の亀裂の有無や内部の状況、配管の状態などを点検し、汚染の可能性がないようにする。	設置者(または設置者が依頼する管理人)による日常点検。
危険防止措置	上記の点検で不備な箇所があった場合は修理を行う。	市の指定を受けた水道工事業者に依頼。
定期的水質検査	1年以内ごとに1回以上、水質(臭気、味、色、色度、濁度、残留塩素)および管理状況に関する検査を受ける。	厚生労働大臣登録の検査機関に直接お問い合わせのうえ検査を行ってください。
水質異常時の検査	水の色、濁り、臭い、味などに異常が生じた際には臨時の水質検査を受ける。	
給水停止と利用者への周知	上記の検査などにより、供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、水槽からの給水を停止し、利用者に周知を行う。	施設の改善方法などについては水道課にご相談ください。

※県内の厚生労働大臣登録検査機関(水道法34条登録機関)
 (財)愛媛県総合保健協会
 〒790-0814 松山市味酒町1-10-5 ☎089(987)8206

貯水槽水道は受水槽の容量によって、簡易専用水道(受水槽の有効容量が10m³を超えるもの)と小規模受水槽水道(受水槽の有効容量が10m³以下のもの)に分類されます。簡易専用水道は水道法、小規模受水槽水道は愛媛県飲用水戸等衛生対策要領で管理基準が定められています。

設置者はそれぞれの基準に従い維持管理を行うとともに、1年以内ごとに1回、厚生労働大臣登録の検査機関による定期検査を受けなければなりません。

設置管理の点検記録簿などを活用して適正な維持管理を行い、飲料水の安全確保に努めていただきますよう設置者の皆さんにお願いいたします。

※「建築基準法により特定建築物に該当するビル等に設置する受水槽の管理については「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に従った維持管理が必要となります。

お問い合わせ先
 市役所水道課
 ☎ ④ 3753

行政改革、着々と

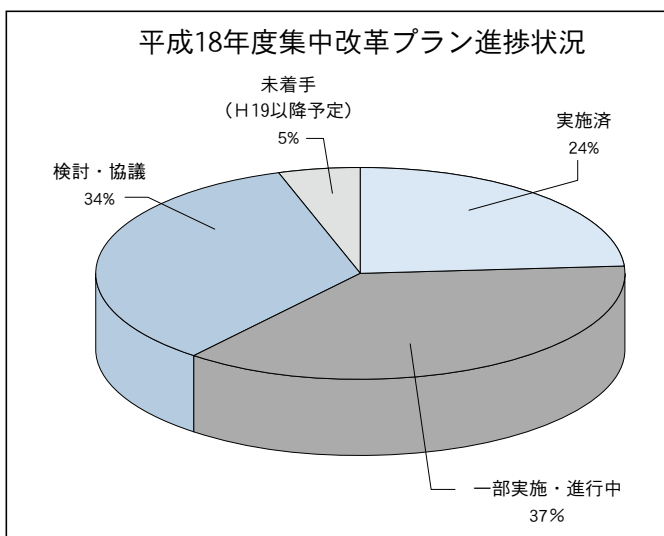
平成18年度行政改革実施状況のお知らせ

国の三位一体改革による地方交付税の減少などにより、非常に厳しい財政状況を背景として、平成17年度から21年度までの5カ年間の「大洲市行政改革大綱」および「集中改革プラン」を策定し、市の財政健全化を目指して、さまざまな行政改革に取り組んでいます。

今回は、平成18年度集中改革プランの実施状況の概要をお知らせします。

また、集中改革プラン実施状況について、各項目の状況一覧を大洲市公式ホームページに公表していますので、ご覧ください。

なお、資料の配布などをご希望される方は、下記までお申し出ください。



○平成18年度大洲市集中改革プラン実施状況概要

進捗状況	項目数	割合
実施済	32	24.2%
一部実施・進行中	48	36.4%
検討・協議	45	34.1%
未着手 (平成19年度以降着手予定)	7	5.3%
合計	132	100.0%

○平成17・18年度効果額

実施年度	目標額	効果額
平成17年度	26,959千円	94,555千円
平成18年度	542,388千円	556,546千円

◆ 主な改革項目

改革項目	内容	結果
組織機構の見直し	組織のスリム化に向けて、課の統合・廃止	8課減 (H17.18)
職員数削減	H17: 22人削減 H18: 7人削減	29人削減
特別職の給与カット	給与10%カット	H17. 4～
議員報酬のカット	議長・副議長5%カット 議員3%カット	H17.10～
管理職手当のカット	管理職手当20%カット	H18. 4～
指定管理者制度導入	市内13施設に制度導入	H18. 4～
補助金の見直し	補助金の抜本的な見直し	H18年度
コピー機の一括契約	本庁・支所・施設の一部のコピー機を一括管理契約	H18. 4～
事務用紙の一括購入	本庁・支所・施設の事務用紙を一括購入、管理	H18. 4～
広告事業の推進	広報紙・ホームページ・封筒の広告募集開始	H18～
パブリックコメント制度	市民への説明責任、意思決定過程を公表する制度	H19～

問い合わせ先

市役所財政課行政改革推進係 ☎24-2111 (内線384)

お知らせ

年金時効特例法について

年金記録の訂正による年金の増額は、時効により消滅した分を含めてご本人または、遺族の方へ全額お支払いすることになりました。

今までは、年金記録が訂正された結果、年金が増額した場合でも、時効消滅により直近の5年間の年金に限ってお支払いしていました。しかし年金時効特例法の成立により、5年を超えて時効消滅していた期間も、さかのぼって年金が支払われます。

【対象者】

①年金記録の訂正により、年金額が増えた方↓年金（老齢・障害・遺族）の時効消滅分が全期間さかのぼって支払われます。

②年金記録の訂正により、年金の受給資格が確認され、新たに年金をお支払いすることとなった方↓年金（老齢・障害・遺族）の時効消滅分が全期間さかのぼって支払われます。

③①や②に該当する方が亡くなられている場合には、そのご遺族の方↓未支給

年金の時効消滅分が支払われます。（ご遺族の範囲は、お亡くなりになった当時、生計を同じくされていた方に限り、配偶者・子・父母・孫・祖母・兄弟姉妹の順となります。）

④今後、年金記録が訂正された結果、上記①②③と同じように年金額が増える方

【必要な手続き】

今後、年金記録が訂正される方↓記録の訂正手続き以外に特別の手続きは必要ありません。

既に、年金を受給開始後に年金記録が訂正されている受給者の方↓平成19年9月から、あらかじめ必要な記載事項を印字した用紙を順次発送いたします。（今すぐにご手続きを希望される場合は、社会保険事務所でお手続きしていただきますようお願いいたします。）

【問い合わせ先】

松山西社会保険事務所
 ☎089(925)5105
 ねんきんダイヤル
 ☎0570(05)1165

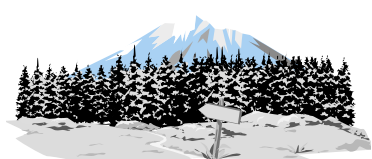
あなたの山が宝の山かも！

所有する森林を見直し、経営・管理を始めませんか？
 えひめ農林漁業担い手育成公社では、愛媛県労働力確保支援センター内に、会社などの退職を機に、余暇時間などを活用して所有山林の整備などを始めようとしていらっしゃる方を支援する「Uターン森林所有者再チャレンジ支援窓口」を設置しました。

技術を学びたい、地域の指導者を紹介してほしい、森林活用の情報がほしいなど、お気軽にご相談ください。

【問い合わせ先】

愛媛県林業労働力確保支援センター
 ☎089(934)6153



架空請求にご注意ください！

●最近の架空請求の手口

最近、架空請求の手口が悪質かつ巧妙化しており、相談件数は依然高水準となっています。

- ①「封書による不審な請求がきた」という相談が増加しています。
- ②「国民生活管理センター」「日本消費生活センター」などの公的機関を思わせる名称を用いて、「連絡がない場合には裁判所への出廷となります。万が一、身に覚えがない場合は早急にご連絡ください」と、消費者心理を巧みに利用し相手先への連絡を誘導する悪質な手口も見られます。

●対処法

- ・一度払ってしまうと、業者からカモと思われ次々と新たな請求が続きます。例え少額であっても身に覚えのない請求に応じてはいけません。
- ・連絡すると相手に電話番号などの個人情報聞き出され、被害が大きくなる恐れがあるので、記載されている連絡先には絶対連絡しないでください。

【消費生活に関する相談窓口】

市役所商工観光課商工観光第1係 ☎24-2111 (内線535)
 長浜支所総務商工課 ☎52-1111 (内線17)
 肱川支所総務商工課 ☎34-2311 (内線120)
 河辺支所総務商工課 ☎39-2111 (内線121)
 愛媛県消費生活センター☎089(925)3700

最終通知書

貴殿がご利用された電子通信料金が未納ですので至急ご連絡ください。
 連絡なき場合は、裁判手続又は給与差押の強制執行させていただきます。
 連絡先 090-.....
 ○○総合管理センター

気象庁の「緊急地震速報」 10月1日スタート

本年10月1日から、気象庁による「緊急地震速報」の提供がスタートします。

緊急地震速報は、震源に近い観測点で地震を検知し、直ちに震源や地震の規模(マグニチュード)、各地の震度などを推定し、大きな揺れが始まる数秒〜数十秒前に、テレビ放送(NHK)などにより、素早くお知らせする情報です。この情報により大きな揺れが到達する前に防災行動をとることで、地震被害の軽減が期待されています。ただし、震源に近い地域では、緊急地震速報が強い揺れに間に合わないことがあります。

緊急地震速報が流れたら、あわてずにまず身の安全を確保することが大切です。家庭や職場などで地震が起きたら、どう行動すべきか、日ごろからよく話し合っておきましょう。

【問い合わせ先】
松山地方気象台防災業務課
☎089(933)3610

交通安全大洲市民大会 開催のお知らせ

交通安全に対する意識の高揚と交通マナーの向上に努め、市民の総力を挙げて交通死亡事故を抑止しようとして、左記のとおり「交通安全大洲市民大会」を開催します。
皆さんのご来場をお待ちしています。

【日時】 9月8日(土)
午後2時〜午後4時30分

【場所】 大洲市民会館大ホール
【内容】 交通安全作文発表、講演、県警音楽隊による演奏、交通安全宣言など

※ご来場の方には、夕暮れ時や夜間歩行の際に身に付けるリストバンドを配布します。

※駐車場は、大洲南中学校および大洲小学校グラウンドを準備していますが、できる限り乗り合わせでお越しいただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】
市役所総務課地域安全係
☎24-2111(内線322)

9月9日は救急の日

9月9日は救急の日です。
今回は、みなさんと一緒に救急車の利用法について考えてみましょう。

「救急車で運ばれた人の4割が軽症」

大洲市・喜多郡では平成18年中に2,847件の救急出動がありました。救急件数は年間約100件のペースで増加しています。主な増加の原因は高齢化による心臓病や脳血管障害が増えたことといわれています。
しかし、救急車で運ばれた人の約4割は「軽症」と医師に診断されています。病気やけがの程度が軽い人による安易な救急要請も件数増加の大きな原因になっています。

「マナーを守って119番」

大洲消防署では管内(大洲市・喜多郡)に6台の救急車を配備して救急需要に対応しています。しかし、このままの推移で救急件数がのびると1分1秒を争う生命の危険がある重症者への対応が遅れるという心配もあります。
「みなさんの大切な救急車」です。
マナーを守った正しい利用をお願いします。



「かかりつけ病院」や「日曜・祝日当番医」を利用しましょう。

体調が悪くなった場合は、救急車を呼ぶ前に「かかりつけの医師」に相談してみることも考えてみましょう。大洲市・喜多郡では「日曜・祝日の当番医」が決められています。直接行けば診察を受けることができますので利用しましょう。当番医は当日の新聞に掲載されていますし、大洲消防署ホームページ <http://www1.quolia.com/ozusyoubou/> でも見ることができます。
消防署への問い合わせ(☎24-0119)でも対応しています。

※緊急に病院へ搬送しなければならない場合で、救急車以外に搬送する手段がない場合には、迷わずに119番通報をして下さい。